

特別国民体育大会実施要項（総則）の変更について

頁	変更前	変更後
5	<p data-bbox="203 343 510 368">4 ドーピング検査の実施</p> <p data-bbox="203 379 1131 531">大会におけるアンチ・ドーピング活動（ドーピング検査及びアンチ・ドーピング教育活動）は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構が定める「日本アンチ・ドーピング規程」及び別に定める「国民体育大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン」に基づき実施する。</p> <p data-bbox="203 542 1131 612">なお、治療の目的で禁止物質・禁止方法を用いる必要がある場合は、事前に「治療使用特例」（TUE）の手続きを行うこと。</p> <p data-bbox="203 624 1131 735">各都道府県の代表選手は、大会期間中は常に「国民体育大会ドーピング検査同意書」を所持しなければならない。選手が18歳未満の場合、本人の署名及び親権者の署名、<u>捺印</u>がある同意書を所持すること。</p>	<p data-bbox="1158 343 1464 368">4 ドーピング検査の実施</p> <p data-bbox="1158 379 2085 531">大会におけるアンチ・ドーピング活動（ドーピング検査及びアンチ・ドーピング教育活動）は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構が定める「日本アンチ・ドーピング規程」及び別に定める「国民体育大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン」に基づき実施する。</p> <p data-bbox="1158 542 2085 612">なお、治療の目的で禁止物質・禁止方法を用いる必要がある場合は、事前に「治療使用特例」（TUE）の手続きを行うこと。</p> <p data-bbox="1158 624 2085 735">各都道府県の代表選手は、大会期間中は常に「国民体育大会ドーピング検査同意書」を所持しなければならない。選手が18歳未満の場合、本人の署名及び親権者の署名、捺印（削除）がある同意書を所持すること。</p>